



平成 30 年 1 月 1 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

休眠預金等活用法における異動事由について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第 2 条第 4 項に規定する事由を以下のとおりとすることをお知らせいたします。

記

1.休眠預金等活用法における異動事由について

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に基づく異動事由とします。

- (1)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

2.行政庁の認可を受けた異動事由について

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号に基づき行政庁から認可を受けた異動事由とします。

- (1)預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- (2)預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限りします。）
- (3)総合口座規定にもとづく他の預金、または預金規定にもとづく同一通帳内の他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと





【認可を受けた預金等の種類及び異動事由】

預金等の種類	認可を受けようとする事由
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。）第4条第3項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
決済用普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
納税準備預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
貯蓄預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）
期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期>	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号
変動型金利定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号（当行が把握できる方法によるものに限る。）、同項第6号





6か月据置 定期預金 (のぞみどおり)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)、同項第6号
自由金利型 定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)、同項第6号
積立定期預金 「リッチ」	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)、同項第6号
通知預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)、同項第6号
定期積金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による証書の発行、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)
総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)、同項第6号
決済用総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)、繰越、同項第3号(当行が把握できる方法によるものに限る。)、同項第6号

以上

本件に関するお問合せ
きらやか銀行 事務部 担当：奥山・大沼
お問い合わせ先：023-631-0001

